

地域雇用受皿事業特別奨励金制度をご活用ください

支給要件や手続きの見直しで使いやすくなりました

- 東京労働局 -

厚生労働省では、地域に貢献する事業を行う法人を設立し、新たな雇用機会を創出した場合、創業経費の三分の一を助成するとともに、雇入れた労働者（30歳以上の非自発的離職者に限る）1人当たり30万円を支給する「地域雇用受皿事業特別奨励金」制度を実施しております。

この「地域雇用受皿事業特別奨励金」は、地域においてボランティア活動に従事している方がNPO法人を設立させる場合や、既存の会社が地域に貢献する事業を行う法人を新たに設立する場合にもご利用可能であることが特長となっておりますが、今般、更に使いやすくなるよう支給要件や手続きの見直しがなされました。

見直し内容のポイントは、下記のとおりとなっておりますので、地域に貢献する事業を行う法人の設立をお考えの皆様は、是非ご利用ください。

【見直し内容のポイント】

見直し前： 65歳未満の非自発的離職者を法人設立後1年以内に3人以上（うち1人以上が30歳以上の雇用調整方针对象者又は再就職援助計画対象者）継続して雇用する労働者（短時間労働者を含む。ただし1人以上は常用労働者）として雇入れた場合

1人当たり30万円（短時間労働者は1人当たり15万円）を支給
法人設立前に地域貢献事業計画を提出

見直し後： 65歳未満の離職者を法人設立後1年6ヵ月以内に3人以上（うち1人以上が非自発的離職者）継続して雇用する労働者（短時間労働者を含む。ただし1人以上は常用労働者）として雇入れた場合

1人当たり30万円（短時間労働者は1人当たり15万円）を支給
法人設立後6ヵ月以内に地域貢献事業計画を提出

『地域雇用受皿事業特別奨励金の対象となる地域貢献事業』

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ① 個人向け・家庭向けサービス | ② 社会人向け教育サービス |
| ③ 企業・団体向けサービス | ④ 住宅関連サービス |
| ⑤ 子育てサービス | ⑥ 高齢者ケアサービス |
| ⑦ 医療サービス | ⑧ リーガルサービス |
| ⑨ 環境サービス | ⑩ 地方公共団体からのアウトソーシング |

詳しくは、(財)産業雇用安定センター都道府県事務所へお問い合わせください。

TEL：0570 - 005440（全国共通：最寄の地方事務所へつながります）

<http://www.sangyokoyo.or.jp/>

又は、東京労働局職業安定部職業対策課雇用支援対策係

TEL：03 - 3818 - 8960

支給額

創業経費の支援

法人設立後6か月間に支払った経費の3分の1が支給されます(上限額:下表)

[対象創業経費:法人設立に関する事業計画作成費(経営コンサルタント等の相談経費、登記等の手続きに要した経費等)、職業能力開発経費、設備・運営経費(事務所・店舗等の改修工事費、事務所等の貸借料等(人件費を除く))]

	雇用調整方針対象者等の雇入れあり	雇用調整方針対象者等の雇入れなし
非自発的離職者の雇入れ3人以上	500万円(300万円)	400万円(200万円)
非自発的離職者の雇入れ1~2人	400万円(200万円)	350万円(150万円)

金額は創業支援対象者の雇入れ人数が5人以上の場合の上限額(()内は3~4人である場合の上限額)

雇入れの支援

法人設立後1年6か月間に雇い入れた創業支援対象者のうち、30歳以上の非自発的離職者1人当たり30万円(短時間労働者は1人当たり15万円)が支給されます(上限100人分)

申請のしかた

1. 地域貢献事業計画の認定申請

法人設立の日から6か月経過後までに地域貢献事業計画(以下「事業計画」といいます。)の認定申請を(財)産業雇用安定センター地方事務所に行うことが必要です。

法人設立前に事業計画の認定申請を行っても構いませんが、この場合、法人の設立登記は、事業計画の認定から3か月後までに行う必要があります。(下図)

2. 支給申請

- ① 法人設立の日から6か月経過後、かつ3人目の雇入れから3か月経過後以降、創業経費及び雇入れ支援の支給申請をすることができます。
- ② 最初の支給申請後に30歳以上の非自発的離職者を追加して雇い入れたときは、雇入れの日から3か月経過後以降、雇入れの支援について、追加の支給申請をすることができます。
- ③ 最初の支給申請後に創業支援対象者を雇い入れたときは、雇入れの日から3か月経過後以降、創業経費の支援について、追加の支給申請をすることができます。

